



第151回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月27日(火曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風 (本社 あゆみテラス)

決議事項

- **第1号議案** 取締役9名選任の件
- **第2号議案** 監査役1名選任の件
- **第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症への対応について

本株主総会にご出席される株主様は、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場においては、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shofu.co.jp/>) にてお知らせいたします。

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

株式会社 松風

証券コード：7979

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を
2023年6月27日（火曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

代表取締役社長

高見哲夫



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

目次

■ 第151回定時株主総会招集ご通知……………	2	■ 事業報告……………	16
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類……………	37
第1号議案 取締役9名選任の件……………	6	■ 計算書類……………	39
第2号議案 監査役1名選任の件……………	14	■ 監査報告書……………	41
第3号議案 補欠監査役1名選任の件……………	15		

第151回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第151回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の案内に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時 2023年 **6月27日** (火曜日) 午前 **10時** (受付開始 午前9時)

場 所 **株式会社 松 風 (本社 あゆみテラス)**
京都市東山区福稲上高松町11番地

会議の 目的事項

報告事項：①第151期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件

②第151期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類
報告の件

決議事項：第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時【受付開始：午前9時】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 午後5時まで

インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 午後5時まで

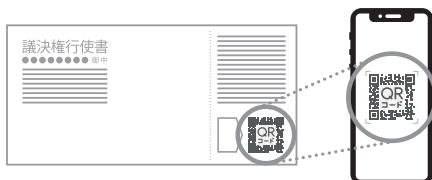
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

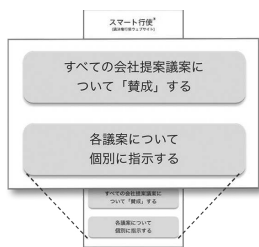
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

スマート行使による議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

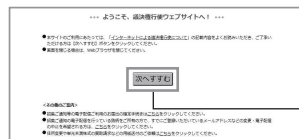
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

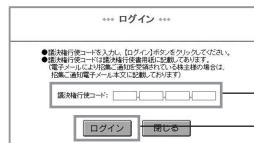
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

☎ 0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役 根來紀行、高見哲夫、藤島 亘、山嵯文孝、村上和彦、鈴木基市、西田憲司、西村大三及び林田博巳の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ね ころ のり ゆき 根 來 紀 行	代表取締役会長
2	再任 たか み てつ お 高 見 哲 夫	代表取締役社長 社長執行役員
3	再任 やま ざき ふみ たか 山 嵯 文 孝	取締役専務執行役員 生産・総合企画担当
4	再任 むら かみ かず ひこ 村 上 和 彦	取締役専務執行役員 営業・国際担当
5	新任 うめ だ たか ひろ 梅 田 隆 宏	専務執行役員 財務担当
6	再任 すず き き いち 鈴 木 基 市	社外取締役 独立役員 取締役
7	再任 にし むら だい ぞう 西 村 大 三	社外取締役 独立役員 取締役
8	再任 はやし だ ひろ み 林 田 博 巳	社外取締役 取締役
9	新任 かみ もと みつ お 神 本 満 男	社外取締役 独立役員 監査役

(ご参考) 当社が各取締役特に期待する知見・経験

		企業 経営	生産・技術 ・R&D	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ 人事	ガバナンス・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	保有資格等
社内 取締役	根来 紀行	●	●	●		●	
	高見 哲夫	●		●			
	山崎 文孝	●	●		●		
	村上 和彦	●		●			
	梅田 隆宏	●			●	●	
社外 取締役	鈴木 基市	●	●			●	・上場会社の 経営経験者
	西村 大三				●	●	・公認会計士 ・税理士
	林田 博巳	●	●	●			
	神本 満男				●	●	・公認会計士 ・税理士

※ 各取締役が保有する全てのスキルを示したものではありません。

※ 取締役としての活動を●を付した項目に限定するものではありません。

候補者番号

1

ね ごろ のり ゆき
根来 紀行 (1956年3月9日生) 所有する当社の株式の数 88,325株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長(代表取締役)
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員
2008年6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長	2022年6月	代表取締役会長(現在)

<取締役候補者とした理由>

根来紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から当社事業における専門性や業務にも精通しております。2009年からは当社代表取締役社長を務め、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねてきました。代表取締役会長就任後は、取締役会議長として、取締役会の適切な運営や業務執行に対する監督機能の強化に努めております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

たか み てつ お
高見 哲夫 (1960年6月22日生) 所有する当社の株式の数 28,650株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年3月	当社入社	2019年6月	常務執行役員営業部長
2012年6月	営業部長	2020年6月	取締役常務執行役員営業担当兼営業部長
2015年4月	営業部東京支社長	2021年4月	取締役常務執行役員営業担当
2015年6月	執行役員営業部東京支社長	2022年6月	代表取締役社長 社長執行役員
2018年4月	執行役員営業部長兼東京支社長		(現在)
2019年4月	執行役員営業部長		

<取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内営業の部門長や営業担当役員を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿の実現のためにリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に貢献しております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3



再任

やま ざき

ふみ たか

山崎

文孝

(1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数 34,163株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2015年 6月	取締役常務執行役員 総合企画担当
2008年 4月	総合企画部長	2022年 6月	取締役専務執行役員生産・ 総合企画担当(現在)
2011年 6月	執行役員総合企画部長		
2013年 6月	取締役総合企画担当		

<取締役候補者とした理由>

山崎文孝氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり経営企画・管理業務に携わり、当社グループの経営を統括する総合企画の部門長を務めた経験から、主に経営全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。生産・総合企画担当役員就任後は、当社グループの経営方針・戦略の策定・推進及び生産体制の強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4



再任

むら かみ

かず ひこ

村上

和彦

(1958年4月26日生)

所有する当社の株式の数 34,978株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	当社入社	2018年 4月	取締役常務執行役員国際担当
2011年 4月	国際部長	2022年 6月	取締役専務執行役員営業・ 国際担当(現在)
2015年 6月	執行役員国際部長		
2017年 6月	取締役常務執行役員国際部長		

<取締役候補者とした理由>

村上和彦氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり海外事業に携わり、海外駐在や海外営業の部門長を務めた経験から、主に海外事業における豊富な実績・経験と知見を有しております。営業・国際担当役員就任後は、当社グループの海外事業の拡大及び国内事業の基盤強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

うめだ たかひろ

梅田 隆宏 (1960年2月13日生) 所有する当社の株式の数 21,146株



新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 3月	当社入社	2020年 6月	常務執行役員財務担当 兼財務部長
2015年 4月	財務部長	2022年 6月	専務執行役員財務担当 (現在)
2016年 6月	執行役員財務部長		
2019年 6月	常務執行役員財務部長		

<取締役候補者とした理由>

梅田隆宏氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務部長を務めた経験から、主に財務及び会計業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。財務担当役員就任後は、当社グループの財務戦略の立案・実行に貢献しており、今後は当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

すずき きいち

鈴木 基市 (1949年5月23日生) 所有する当社の株式の数 15,900株



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	三井東圧化学株式会社(現 三井化学株式会社)入社	2013年 4月	三井化学株式会社取締役 (2013年6月退任)
2003年 6月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社 代表取締役会長
2007年 4月	三井化学株式会社 常務執行役員	2015年 4月	三井化学アグロ株式会社 相談役(2017年6月退任)
2007年 6月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 6月	当社取締役(現在)
2009年 6月	三井化学株式会社専務取締役		
2012年 4月	三井化学株式会社 取締役専務執行役員		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。
鈴木基市氏は、過去に重要な業務提携先である三井化学株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経営経験者としての経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。
鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役8年であります。

候補者番号

7



再任

社外取締役

独立役員

にしむら

だいぞう

西村

大三

(1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数

1,738株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入所(1990年10月退所)	1998年1月	大手前監査法人社員
		2004年3月	大手前監査法人代表社員 (現在)
1991年3月	公認会計士登録 西村公認会計士事務所開設 (現在)	2012年6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
1994年4月	税理士登録 西村大三税理士事務所開設 (現在)	2020年6月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。

西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役3年であります。

候補者番号

8



再任

社外取締役

はやし だ

ひろ み

林田 博巳 (1964年4月2日生)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2020年4月	三井化学株式会社理事
2013年3月	三井化学アメリカ副社長(2017年3月退任)	2021年4月	三井化学株式会社執行役員ヘルスケア事業本部副本部長
2014年6月	Anderson Development Company 取締役(2017年3月退任)	2022年4月	三井化学株式会社執行役員ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長兼オーラルケア事業部長
2017年10月	Kulzer LLC上級副社長(2018年6月退任)	2022年6月	当社取締役(現在)
2018年7月	Kulzer GmbH Managing Director(2022年3月退任)兼上級副社長(2021年3月退任)	2023年4月	三井化学株式会社執行役員ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

林田博巳氏は、社外取締役候補者であります。

林田博巳氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社の業務執行者として、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見を有しております。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

林田博巳氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役1年であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

9

かみ もと

みつ お

神本 満男 (1947年5月21日生) 所有する当社の株式の数 2,981株



新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年10月	監査法人太田哲三事務所 (現 EY新日本有限責任監 査法人)入所	2008年 9月	神本公認会計士事務所開設 (現在) 神本税理士事務所開設 (現在)
1973年 7月	公認会計士登録		
1990年 5月	太田昭和監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 代表社員	2009年 6月	エレコム株式会社社外監査役 (2017年6月退任)
1997年 2月	税理士登録	2015年 6月	当社監査役(現在)
2002年 6月	新日本監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)理 事・大阪事務所所長 (2008年8月退任)		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

神本満男氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役ですが、本
定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任いたします。
神本満男氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する
十分な見識を有しています。これまで社外監査役として、経験や見識に基づくご助言を
いただくなど、取締役の職務執行を適切に監査いただいております。今後は社外取締役
として、客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見
識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、社外
取締役候補者としていたしました。
神本満男氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役8年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 当社は鈴木基市氏、西村大三氏及び林田博巳氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。また、当社は神本満男氏と、社外監査役として会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏と、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定です。
4. 鈴木基市氏、西村大三氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は各氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 神本満男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



やま だ よう こ

山田 陽子 (1957年3月5日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年4月	四方宏治公認会計士事務所入所 (2007年12月退所)	2008年1月	公認会計士・税理士山田陽子事務所開設(現在)
2000年4月	公認会計士登録	2022年6月	日本公認会計士協会京滋会会長(現在)
2002年12月	税理士登録		

新任

社外監査役

独立役員

<社外監査役候補者とした理由>

山田陽子氏は、社外監査役候補者であります。

山田陽子氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 山田陽子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山田陽子氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 山田陽子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。山田陽子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小林京子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。



こばやし きょうこ
小林 京子 (1972年7月22日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録 色川法律事務所入所	2018年2月	川上塗料株式会社 社外監査役(現在)
2009年9月	シャープ株式会社法務室出向	2020年6月	三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役(現在)
2014年9月	色川法律事務所復帰	2021年6月	日本ピラー工業株式会社 社外取締役(監査等委員) (現在)
2018年1月	色川法律事務所パートナー (現在)		

再任

社外監査役

独立役員

<補欠監査役候補者とした理由>

小林京子氏は、弁護士として、また上場企業における勤務を通して、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。
3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスとの共生が進み、景気に持ち直しの動きが見られましたが、ウクライナ情勢を受けた資源・エネルギー価格の高騰のほか、各国の金融引き締め政策や急激な為替変動に加え、年度末にかけては欧米の金融不安が高まるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。国内経済についても、社会経済活動の正常化が進む中、緩やかな回復基調で推移しましたが、世界経済と同様のリスク要因に加え、物価高騰による消費マインドの低下などの懸念材料もあり、景気悪化への懸念が払拭できない状況が続きました。

歯科業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に収まりを見せ、昨年6月に閣議決定された骨太方針において、国民皆歯科検診の導入検討が発表されるなど、明るい材料もありましたが、歯科医療のデジタル化の進展など市場環境は変化を続けております。

このような状況の中、2022年5月に創立100周年を迎えた当社グループは、第四次中期経営計画の二年目を迎え、今後の成長に向けた積極的な施策を推進してまいりました。

具体的には、成長が見込めるデジタル歯科や予防分野の新製品を市場に投入するほか、デジタルコンテンツの充実等を通じて歯科医療従事者への情報提供活動の強化に努めました。また、新興国を中心に海外販売網の拡充に注力するとともに、京都本社内に歯科用CAD/CAM製品のデモ体験ができるショールームを備えた新社屋「あゆみテラス」を竣工させるなど、今後の成長に向けた事業基盤の整備に取り組みました。さらに、サステナビリティ経営を推進するための基本方針を策定するとともに、優先的に取り組むべき重点テーマと重要課題（マテリアリティ）を特定し、目標達成に向けた取組みを展開いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は31,678百万円と、前年同期比3,540百万円(12.6%)の増収となりました。

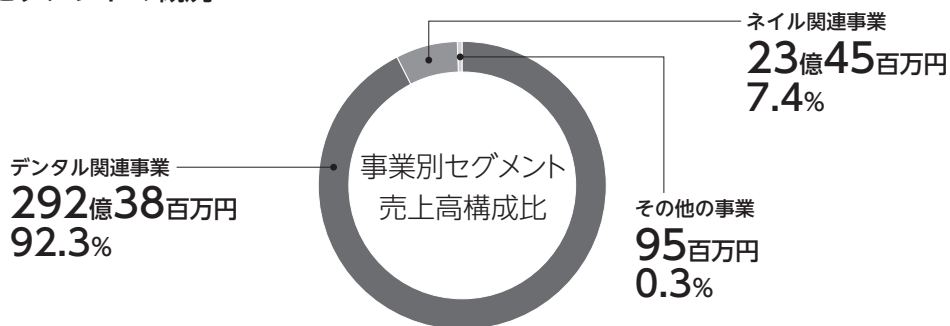
営業利益は、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収効果により3,824百万円と前年同期比607百万円(18.9%)の増益となりました。

経常利益は、営業外費用が増加したため増益幅が縮小し、4,238百万円と前年同期比579百万円(15.8%)の増益となりました。

特別利益として受取和解金や投資有価証券売却益を計上した結果、税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は、3,135百万円と前年同期比588百万円(23.1%)の増益となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高の業績となりました。

売上高	316億78百万円 前期比 12.6%	経常利益	42億38百万円 前期比 15.8%
営業利益	38億24百万円 前期比 18.9%	親会社株主に帰属する 当期純利益	31億35百万円 前期比 23.1%

■ 事業別セグメントの概況

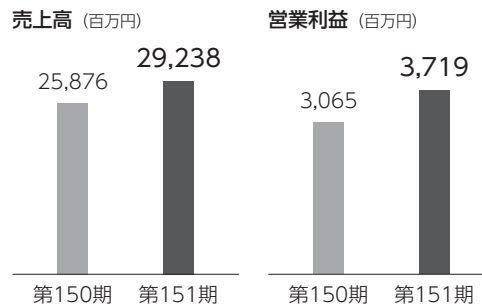


■ デンタル関連事業

国内におきましては、歯科切削加工用セラミックス「松風ディスクZRルーセント スープラ」や歯科切削加工用レジン材料「松風ブロック HC ハード II」など、CAD/CAM関連製品が売上に貢献し、前年同期比増収となりました。

海外では、診療系材料のGiomer製品群の販売戦略が奏功し、各地域で化工品類の売上が伸長するとともに、中国を含むアジア地域を中心に売上が好調に推移しました。さらに、為替変動のプラス影響もあり、前年同期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は29,238百万円と前年同期比3,361百万円(13.0%)の増収となり、販売費及び一般管理費が増加したものの、営業利益は3,719百万円と前年同期比654百万円(21.4%)の増益となりました。

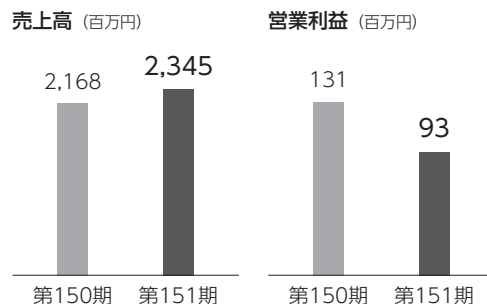


■ ネイル関連事業

国内におきましては、競合他社の攻勢により一般消費者向けジェルネイル「by Nail Labo」の売上が減少しましたが、主力のアクリル材料「Nail de Dance」に回復の兆しが見られ、売上に貢献した結果、前年同期比増収となりました。

海外におきましては、米国においてSNSを活用したプロモーション活動に注力しましたが、インフレの影響による消費の落ち込みにより苦戦いたしました。一方、台湾ではコロナ禍からの需要回復に加え、独自ブランド製品がチェーン店を中心に売上を伸ばし、海外全体では前年同期比増収となりました。

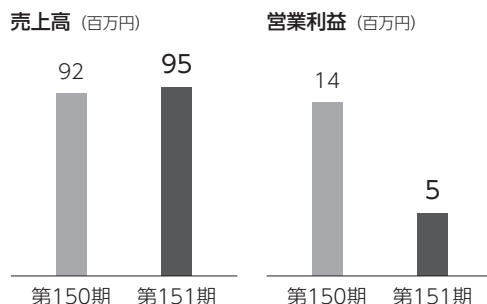
これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、2,345百万円と前年同期比177百万円(8.2%)の増収となりましたが、販売費及び一般管理費が増加したため、営業利益は93百万円と前年同期比38百万円(29.0%)の減益となりました。



■ その他の事業

その他の事業におきましては、工業用研磨材は自動車業界における減産の長期化による影響を受けたものの、設備投資の回復や自動化・省力化ニーズの高まりなどにより産業用機械向けが堅調に推移し、全体の売上は年間を通じて好調に推移しました。

これらの結果、その他の事業の売上高は、95百万円と前年同期比2百万円(2.5%)の増収となりましたが、営業利益は5百万円と前年同期比8百万円(61.4%)の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、23億19百万円であります。その主なものは、京都本社内の新社屋の建設費用12億91百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第148期	第149期	第150期	第151期 (当期)
		2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売 上 高(百万円)		26,108	24,680	28,137	31,678
経 常 利 益(百万円)		1,988	2,523	3,658	4,238
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		704	1,674	2,546	3,135
1株当たり当期純利益		44円24銭	96円29銭	143円22銭	176円10銭
総 資 産(百万円)		29,834	37,813	40,709	43,727
純 資 産(百万円)		23,936	30,198	32,940	35,515

(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

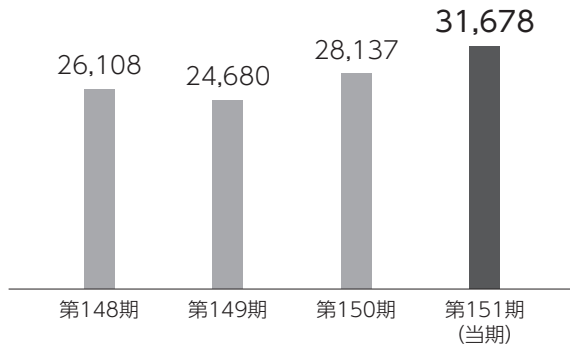
区 分	期 別	第148期	第149期	第150期	第151期 (当期)
		2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売 上 高(百万円)		17,373	15,623	17,653	19,329
経 常 利 益(百万円)		1,518	1,168	2,174	3,233
当 期 純 利 益(百万円)		1,183	988	1,693	2,881
1株当たり当期純利益		74円30銭	56円85銭	95円23銭	161円85銭
総 資 産(百万円)		26,274	32,237	33,255	36,012
純 資 産(百万円)		21,792	26,420	27,533	29,197

(注) 第150期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第150期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

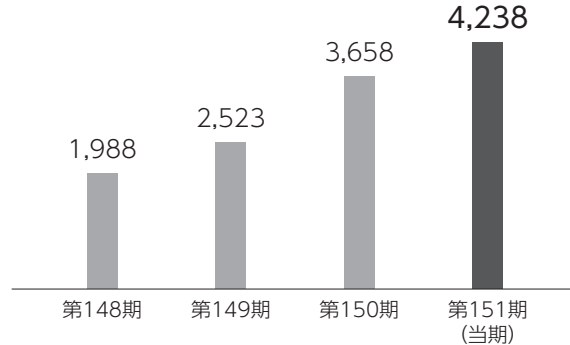
ご参考

連結業績推移グラフ

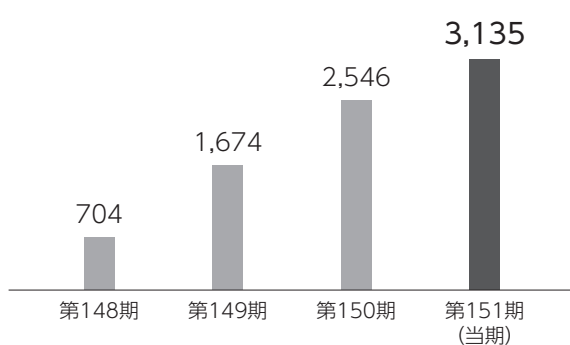
売上高 (百万円)



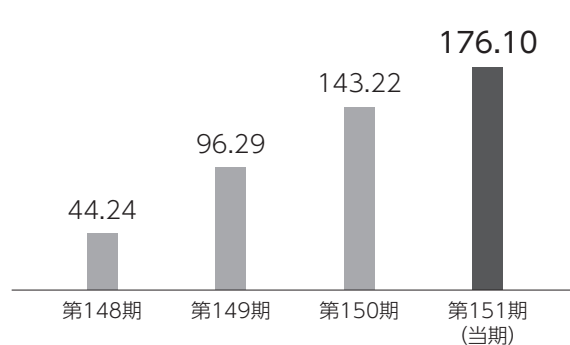
経常利益 (百万円)



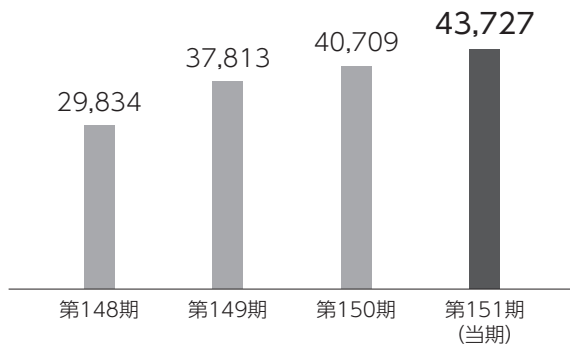
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



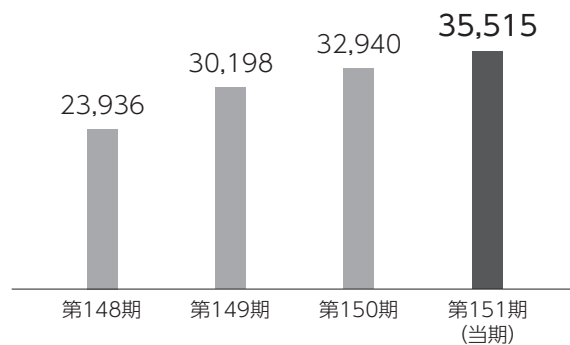
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界経済全体では緩やかながら成長が続くと見込まれるものの、各国の金融引締め政策の影響により、欧米を中心に景気後退懸念が高まるなど、依然として楽観視できない状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、国内市場ではデジタル歯科や審美・予防分野の成長が期待できるほか、海外市場では各地域の経済成長や生活水準の向上により歯科医療の需要は拡大するものと見込んでおります。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、世界の歯科医療への貢献度をより高めていくため、連結売上高500億円、連結営業利益75億円という“当社のあるべき姿”の実現を目指しております。

第四次中期経営計画の最終年度を迎える2023年度は、当社グループの更なる成長に向けて、以下に掲げる中長期における重点課題に対して、スピード感をもって着実に実行してまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網・販売拠点の整備
- ③国内外学術ネットワークの構築
- ④コストダウン、生産量の拡大に対応した生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ⑤海外展開を積極的に推進するための人材育成・確保
- ⑥資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑦M&A（事業提携・技術提携、事業買収）の推進
- ⑧グループガバナンス体制の強化
- ⑨三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携

具体的には、デンタル関連事業におきましては、ボリュームゾーンをターゲットにした製品開発の推進と開発スピードの向上を図るとともに、グローバルな需要に対応するため、京都本社をはじめ生産拠点の再配置を推進してまいります。販売面では、国内外で歯科医療従事者への情報発信と関係強化を図り、当社グループ製品の認知度をより一層向上させ、シェア拡大に繋げてまいります。また、提携企業との連携により事業力を強化するとともに、サステナビリティやグループガバナンスの取組みを推進し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ネイル関連事業におきましては、通販サイトの充実による新規ユーザーの獲得に注力するほか、Nail Labo製品が体験できる原宿プレスルームやSNSを活用した情報発信などにより、Nail Laboブランドの認知度向上と浸透を図ってまいります。

その他の事業におきましては、新規販売ルートの開拓や新製品開発の推進により、売上拡大に繋げてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 製 品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 企業集団の主要な拠点 (2023年3月31日現在)

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、京都営業所（京都市東山区）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（米国）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（英国）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		Nail Labo Inc.（米国）
		台湾娜拉波股份有限公司（台湾）
		SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社（滋賀県守山市）

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,299名	33名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
476名	3名増	42.94歳	16.86年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者(2名)を含んでおります。
2. 上記の従業員数には、臨時従業員(131名)、当社からの出向者(17名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 京都銀行	786百万円
株式会社 滋賀銀行	101百万円
株式会社 三井住友銀行	50百万円
三井住友信託銀行株式会社	50百万円
日本生命保険相互会社	200百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千 インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品及び機器の製造、 輸出入並びに販売
Nail Labo Inc.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入 並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の製造

③重要な持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、販売及び輸出入

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,894,089株
 (3) 株主数 15,094名（前期末比83名減）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三井化学株式会社	3,580	20.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	911	5.14
株式会社京都銀行	712	4.02
日本生命保険相互会社	646	3.65
株式会社滋賀銀行	602	3.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	529	2.99
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	448	2.53
MSIP CLIENT SECURITIES	404	2.28
松風社員持株会	375	2.12
株式会社SCREENホールディングス	330	1.86

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を192千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	23,771株	5名

(6) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、円滑な事業活動のために不可欠な協力関係を維持すべく、必要と認められる株式を政策保有株式として保有することとしております。また、保有の意義や妥当性が希薄であると認められる政策保有株式については、縮減を進めてきております。

当社は、取締役会において政策保有株式に関する運用状況を報告し、政策保有株式を保有することの合理性を検証しております。検証においては、個別の政策保有株式について、事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性や、保有に伴う収益が当社の資本コストに見合っているか等を具体的に精査しております。

当事業年度においては、上場株式 2 銘柄の株式を一部売却いたしました（売却額:233百万円）。これにより、当事業年度末日現在の政策保有株式の貸借対照表上合計額は6,293百万円となり、連結純資産に対する政策保有株式の比率は17.72%となりました。

Ⅲ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	根 来 紀 行		
代表取締役社長 社長執行役員	高 見 哲 夫		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 島 亘	社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当	
取 締 役 専務執行役員	山 寄 文 孝	生産・総合企画担当	
取 締 役 専務執行役員	村 上 和 彦	営業・国際担当	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士・税理士
取 締 役	西 村 大 三		公認会計士・税理士 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	林 田 博 巳		三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長兼オーラルケア事業部長
常 勤 監 査 役	川 嶋 輝		
常 勤 監 査 役	小 松 繁 幸		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び林田博巳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 神本満男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び監査役 酒見康史氏、神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。

5. 当期中の取締役の異動

- (1) 2022年6月24日開催の第150回定時株主総会において、新たに林田博巳氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2022年6月24日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって、中島祥行氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 2022年6月24日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
根来紀行	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員
高見哲夫	代表取締役社長 社長執行役員	取締役常務執行役員 営業担当
山寄文孝	取締役専務執行役員 生産・総合企画担当	取締役常務執行役員 総合企画担当
村上和彦	取締役専務執行役員 営業・国際担当	取締役常務執行役員 国際担当

6. 当期末後の取締役の異動

2023年4月1日付をもって、下記のとおり重要な兼職の変更がありました。

氏名	新	旧
林田博巳	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長	三井化学株式会社 執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長兼オーラルケア事業部長

7. 当期中の監査役の異動

- (1) 2022年6月24日開催の第150回定時株主総会において、新たに小松繁幸氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2022年6月24日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって、青柳隆雄氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	近 持 貴 之	社長補佐 兼 研究開発・技術・マーケティング担当
専務執行役員	梅 田 隆 宏	財務担当
常務執行役員	寺 本 真 也	人事担当 兼 人事部長
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻 井 寿 紀	株式会社松風プロダクツ京都 代表取締役社長
執行役員	中 塚 稔 之	マーケティング部長
執行役員	若 山 隆	Smart Dentistry Solutions Inc. 取締役社長
執行役員	吉 本 龍 一	研究開発部長
執行役員	菅 原 順 一	営業部長
執行役員	蘭 井 秀 次	生産部長
執行役員	三 宅 宏 善	総合企画部長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めておりま

す。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成しておりますが、社外取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて外部専門機関の調査による他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬協議会の諮問を経て決定しております。

・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の諮問を経て見直しを行うものとしております。

・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、

報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に對する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬の総額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

④取締役及び監査役の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 根來紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長（代表取締役会長が空位の場合は代表取締役社長。以下同じ）が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長が指名・報酬協議会に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	278 (27)	182 (27)	64 (-)	31 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48 (12)	48 (12)	-	-	5 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結営業利益の推移は、I. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。
対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額50百万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。
- ・譲渡制限期間
対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」といいます。）。
 - ・譲渡制限の解除
当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。
 - ・本割当株式の無償取得
対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。
- なお、当該株式報酬の交付状況は、II. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。
3. 上記の人数には、2022年6月24日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	大手前監査法人	代表社員	当社と大手前監査法人の間には特別な関係はありません。
取締役	林田博巳	三井化学株式会社	執行役員 ライフ&ヘルスケアソリューション 事業本部副本部長兼 オーラルケア事業部長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
監査役	酒見康史	オプテックスグループ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社とオプテックスグループ株式会社の間には特別な関係はありません。
		シーシーエス株式会社	監査役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会19回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会19回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会19回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
林田博巳	取締役会14回	歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会19回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会15回	
神本満男	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会13回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は19回、監査役会の開催回数は15回であり、林田博巳氏の就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西田憲司氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。

林田博巳氏は、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会においては当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただきました。

IV. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値の向上と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標としましては、連結配当性向30%以上を目標とするほか、純資産配当率(DOE) 1.7%を目安とすることとして、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、2023年5月19日開催の取締役会決議により、当事業年度末日(2023年3月31日)を基準日とする配当金を1株当たり42円(普通配当32円及び創立100周年記念配当10円)といたしました。なお、2022年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり57円となっております。

今後も、将来の投資計画、事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,578	買掛金	1,011
受取手形	220	1年内返済予定の長期借入金	907
売掛金	3,273	未払法人税等	780
商品及び製品	5,854	契約負債	6
仕掛品	1,413	役員賞与引当金	64
原材料及び貯蔵品	1,124	その他	3,178
その他	775	流動負債合計	5,949
貸倒引当金	△19		
流動資産合計	22,220	固定負債	
固定資産		長期借入金	281
有形固定資産		繰延税金負債	1,150
建物及び構築物	5,252	退職給付に係る負債	207
機械装置及び運搬具	1,130	その他	622
土地	2,442	固定負債合計	2,262
建設仮勘定	259	負債合計	8,211
その他	910	(純資産の部)	
有形固定資産合計	9,995	株主資本	
無形固定資産	462	資本	5,968
		資本剰余金	6,142
投資その他の資産		利益剰余金	18,406
投資有価証券	9,049	自己株式	△379
繰延税金資産	148	株主資本合計	30,138
退職給付に係る資産	1,316	その他の包括利益累計額	
その他	538	その他有価証券評価差額金	3,201
貸倒引当金	△5	為替換算調整勘定	1,348
投資その他の資産合計	11,047	退職給付に係る調整累計額	655
固定資産合計	21,506	その他の包括利益累計額合計	5,204
		新株予約権	99
		非支配株主持分	73
		純資産合計	35,515
資産合計	43,727	負債純資産合計	43,727

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		31,678
売上原価		12,979
売上総利益		18,699
販売費及び一般管理費		14,874
営業利益		3,824
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	155	
為替差益	178	
持分法による投資利益	9	
持分会社の収益	114	
その他	153	654
営業外費用		
支払利息	18	
当社主催の社会費用	181	
その他	41	240
営業利益		4,238
特別利益		
投資有価証券売却益	59	
受取和解金	112	171
税金等調整前当期純利益		4,410
法人税、住民税及び事業税	1,344	
法人税等調整額	△94	1,250
当期純利益		3,160
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		3,135

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,368	買掛金	993
受取手形	215	1年内返済予定の長期借入金	907
売掛金	3,640	未払金	527
商品及び製品	2,322	未払費用	850
仕掛品	642	未払法人税等	328
材料及び貯蔵品	687	契約負債	6
前払費用	167	預り金	32
その他の流動資産	454	役員賞与引当金	64
貸倒引当金	△0	その他の流動負債	690
流動資産合計	11,499	流動負債合計	4,402
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	281
建物	2,525	関係会社長期借入金	707
構築物	158	長期預り保証金	325
機械・装置	302	長期未払金	129
車両・運搬具	0	繰延税金負債	968
工具・器具備品	442	固定負債合計	2,412
土地	1,614	負債合計	6,814
建設仮勘定	61	(純資産の部)	
有形固定資産合計	5,105	株主資本	
無形固定資産		資本剰余金	5,968
ソフトウェア	108	資本準備金	6,071
その他の無形固定資産	6	その他資本剰余金	71
無形固定資産合計	114	資本剰余金合計	6,142
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,314	利益準備金	1,118
関係会社株式	11,123	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	1,221	配当準備金	260
従業員長期貸付金	14	固定資産圧縮積立金	7
差入保証金	16	別途積立金	740
役員退職積立金	28	繰越利益剰余金	12,039
前払年金費用	485	利益剰余金合計	14,165
その他の投資	92	自己株式	△379
貸倒引当金	△5	株主資本合計	25,897
投資その他の資産計	19,292	評価・換算差額等	
固定資産合計	24,513	その他有価証券評価差額金	3,201
		評価・換算差額等合計	3,201
		新株予約権	99
資産合計	36,012	純資産合計	29,197
		負債純資産合計	36,012

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,329
売上原価		10,400
売上総利益		8,929
販売費及び一般管理費		7,973
営業利益		956
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	1,942	
受取費用	106	
受取技術料	138	
為替差益	171	
その他	125	2,496
営業外費用		
支払利息	17	
当社主催の費用	173	
その他	29	219
経常利益		3,233
特別利益		
投資有価証券売却益	59	
受取和解金	56	115
税引前当期純利益		3,348
法人税、住民税及び事業税	479	
法人税等調整額	△12	467
当期純利益		2,881

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 英之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2022年4月1日から2023年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 川 嶋 輝 ㊟

常勤監査役 小 松 繁 幸 ㊟

監査役 酒 見 康 史 ㊟

監査役 神 本 満 男 ㊟

(注)監査役酒見康史及び監査役神本満男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

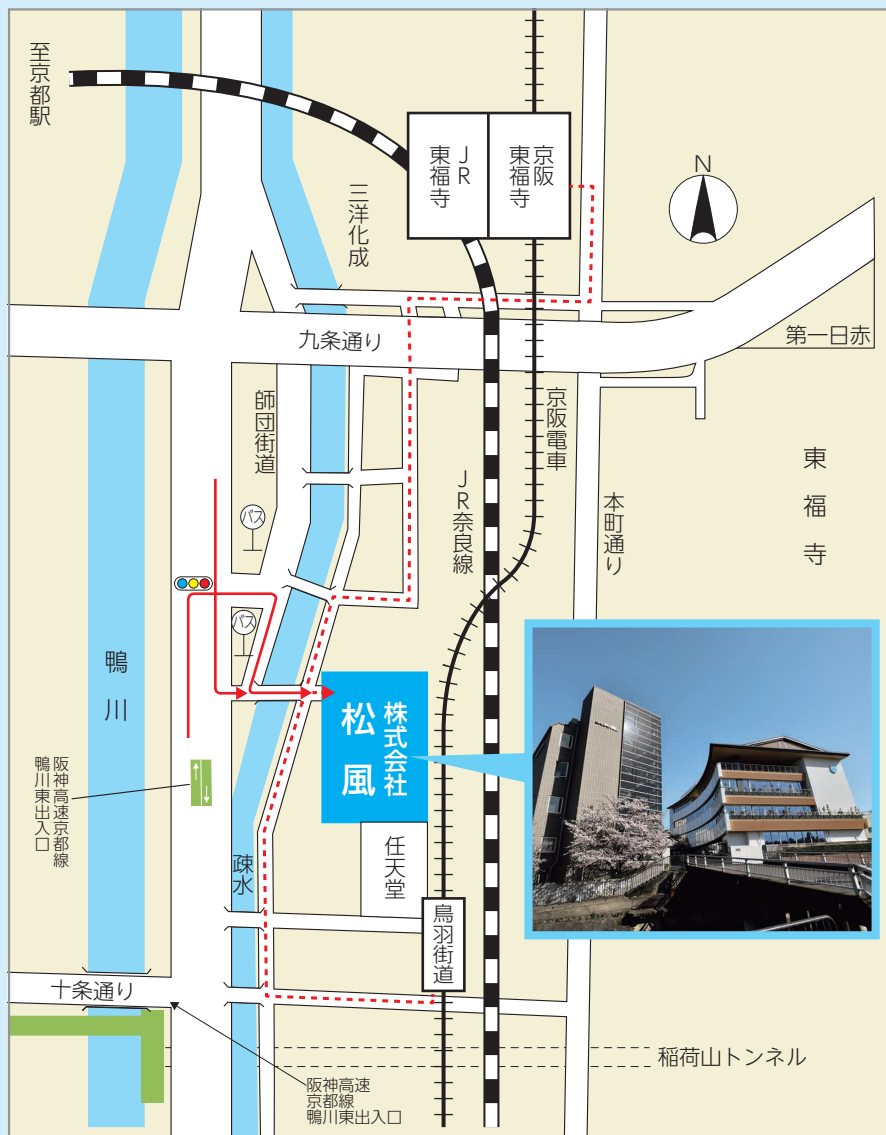
会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
本社 あゆみテラス

交通機関

- ▶京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ▶JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ▶京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

本総会にご出席の株主様へのお土産はございません。



※駐車スペースに限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

第151回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

【事業報告】

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況

株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社 松風

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (2011年6月28日)	59個	普通株式 5,900株	1個当たり 67,000円	1株当たり 1円	2011年7月15日 ～2041年7月14日
第2回新株予約権 (2012年6月27日)	107個	普通株式 10,700株	1個当たり 76,500円	1株当たり 1円	2012年7月14日 ～2042年7月13日
第3回新株予約権 (2013年6月26日)	131個	普通株式 13,100株	1個当たり 79,900円	1株当たり 1円	2013年7月18日 ～2043年7月17日
第4回新株予約権 (2014年6月26日)	147個	普通株式 14,700株	1個当たり 84,900円	1株当たり 1円	2014年7月16日 ～2044年7月15日
第5回新株予約権 (2015年6月25日)	120個	普通株式 12,000株	1個当たり 121,500円	1株当たり 1円	2015年7月15日 ～2045年7月14日
第6回新株予約権 (2016年6月28日)	113個	普通株式 11,300株	1個当たり 132,500円	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
第7回新株予約権 (2017年6月27日)	139個	普通株式 13,900株	1個当たり 123,900円	1株当たり 1円	2017年7月20日 ～2047年7月19日
第8回新株予約権 (2018年6月26日)	135個	普通株式 13,500株	1個当たり 128,500円	1株当たり 1円	2018年7月19日 ～2048年7月18日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回新株予約権	50個	5,000株	1名
	第2回新株予約権	73個	7,300株	2名
	第3回新株予約権	86個	8,600株	3名
	第4回新株予約権	103個	10,300株	3名
	第5回新株予約権	83個	8,300株	5名
	第6回新株予約権	75個	7,500株	5名
	第7回新株予約権	96個	9,600株	5名
	第8回新株予約権	94個	9,400株	5名

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただけで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司、SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限、保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

コーポレートガバナンスの強化を図るため、コーポレートガバナンス会議を置き、経営戦略、計画等の議論を行うほか、取締役会の諮問機関である指名・報酬協議会で取締役の選解任、報酬、後継者育成等に関する事項を審議し、公正性・透明性・客観性を担保する。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行い、企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施する。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行う。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び社員に報告を求めることができる。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じ子会社の取締役、社員等から報告を受ける。取締役、執行役員及び社員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項が生じた場合、監査役会へ報告する。取締役会は、監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を取締役に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年

限、保存方法等を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程及びガイドラインを制定するほか、コンプライアンス、情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な業務体制の改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は19回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図っております。また、国内外の子会社の役職員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役等を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念とともに、「質の重視と量の拡大」「変化への挑戦」を行動指針として企業価値の向上に努めております。また、当社グループでは、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源の配分を大きく海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組みでまいります。具体的な取組みとしては、「松風グループ 第四次中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び国内外学術ネットワークの構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成・確保、⑤M&Aの推進、⑥グループガバナンスの強化、⑦三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携といった重点施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまい

ります。

また、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、2020年6月の株主総会において取締役の員数を8名から9名に増員するとともに、豊富な経験を有する社外取締役を2名から4名（うち、独立社外取締役3名）に増員しております。これにより、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1とし、2021年12月には当社コーポレートガバナンス・ガイドラインでも、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1以上とする旨を定める改訂を行っております。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。加えて、代表取締役及び過半数を占める独立社外取締役で構成する「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図るとともに、代表取締役及び独立社外取締役で構成する「コーポレートガバナンス会議」を設置し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、取締役会に対して答申しております。また、社長執行役員以下全執行役員、各部長及び国内子会社社長で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティの基本方針や戦略・計画の策定、目標とすべき指標の設定等について審議を行うとともに、取組状況のモニタリング等を実施し、取締役会に報告や提言を行っております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」と

いい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。なお、2022年3月末日現在、当社の筆頭株主である三井化学株式会社は当社株式の20.00%を保有しておりますが、三井化学株式会社とは、同社との間の業務・資本提携に基づき当社の主要株主として友好的な関係を構築しており、現時点において本対応方針における適用対象とはなりません。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、必要情報リストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に必要な情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切ります。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に

際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2022年6月24日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する2022年5月11日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)の当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、そこに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに記載した本対応方針も、そこに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社

の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	5,968	6,123	16,001	△115	27,978
当期変動額					
剰余金の配当			△730		△730
親会社株主に帰属する当期純利益			3,135		3,135
自己株式の取得				△322	△322
自己株式の処分		19		58	78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	-	19	2,405	△264	2,160
2023年3月31日残高	5,968	6,142	18,406	△379	30,138

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年4月1日残高	3,426	713	641	4,781	116	64	32,940
当期変動額							
剰余金の配当							△730
親会社株主に帰属する当期純利益							3,135
自己株式の取得							△322
自己株式の処分							78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△225	634	13	422	△16	8	414
当期変動額合計	△225	634	13	422	△16	8	2,575
2023年3月31日残高	3,201	1,348	655	5,204	99	73	35,515

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 松風プロダクツ京都、株式会社 ネイルラボ、
松風バイオフィックス 株式会社、SHOFU Dental Corp.、Nail Labo Inc.、
SHOFU Dental GmbH、Merz Dental GmbH、Digital Dental Services GmbH、
Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、
松風歯科器材貿易(上海)有限公司、台湾娜拉波股份有限公司、
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、
SHOFU Dental Brasil Comercio de Produtos Odontologicos Ltda.、
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.、Smart Dentistry Solutions Inc.

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

SHOFU MEXICO S.de R.L.de C.V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法を適用した関連会社の名称等

関連会社の名称

サンメディカル株式会社

3. 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
非連結子会社の名称

SHOFU MEXICO S.de R.L.de C.V.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海松風歯科材料有限公司及び松風歯科器材貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①デンタル関連事業

歯科治療や歯科技工物製作で使用される、人工歯、研削研磨材、化工品、セメント、金属、機械器具など、歯科材料・機器を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積み完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

②ネイル関連事業

ネイルケア用品、器具を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積み完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

③その他の事業

工業用材料、機器を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

④グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

⑤のれんの償却に関する事項

持分法の適用にあたり、発生したのれん相当額について、11年間で均等償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,969百万円

2. コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入未実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 17,894,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年5月20日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 462百万円

1株当たり配当額 26.00円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月6日

2022年11月2日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 267百万円

1株当たり配当額 15.00円

基準日 2022年9月30日

効力発生日 2022年11月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	743百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	42.00円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月7日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	95,100株
------	---------

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	デンタル 関連事業	ネイル 関連事業	その他の 事業	
日本	13,594	1,335	95	15,025
北米・中南米	3,635	273	—	3,908
欧州	6,355	—	—	6,355
アジア	5,653	736	—	6,389
顧客との契約から生じる収益	29,238	2,345	95	31,678
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高（注）	29,238	2,345	95	31,678

(注) 外部顧客への売上高は、当社及び連結子会社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「5. 会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。なお、当社及び連結子会社において、契約資産はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。また、不測の事態に備えて金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に長期的な運転資金等を目的とした資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 受取手形	220	220	—
(2) 売掛金	3,273	3,273	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,293	6,293	—
(4) 買掛金	(1,011)	(1,011)	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期 借入金を含む)	(1,189)	(1,164)	△24

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式（*）	2,734
非上場株式（*）	20

（*）これらについては「その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社株式に持分法適用関連会社を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	6,293	—	—	6,293
資産計	6,293	—	—	6,293

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受取手形		220		220
売掛金		3,273		3,273
資産計	—	3,493	—	3,493
買掛金		1,011		1,011
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)		1,164		1,164
負債計	—	2,175	—	2,175

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,996円64銭

1 株当たり当期純利益 176円10銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年4月1日残高	5,968	6,071	52	6,123	1,118	260	8	740	9,887	12,013
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△0		0	-
剰余金の配当									△730	△730
当期純利益									2,881	2,881
自己株式の取得										
自己株式の処分			19	19						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	19	19	-	-	△0	-	2,151	2,151
2023年3月31日残高	5,968	6,071	71	6,142	1,118	260	7	740	12,039	14,165

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2022年4月1日残高	△115	23,990	3,426	3,426	116	27,533
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△730				△730
当期純利益		2,881				2,881
自己株式の取得	△322	△322				△322
自己株式の処分	58	78				78
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△225	△225	△16	△242
当期変動額合計	△264	1,906	△225	△225	△16	1,664
2023年3月31日残高	△379	25,897	3,201	3,201	99	29,197

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

仕掛品

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ただし、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デンタル関連事業

歯科治療や歯科技工物製作で使用される、人工歯、研削研磨材、化工品、セメント、金属、機械器具など、歯科材料・機器を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積み完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,450百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,124百万円
長期金銭債権	1,221百万円
短期金銭債務	436百万円
長期金銭債務	707百万円

3. コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入未実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	6,090百万円
仕入高	2,874百万円
販売費及び一般管理費	15百万円
営業取引以外の取引高	1,927百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数

普通株式	192,907株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	1百万円
未払費用	176百万円
株式評価損	298百万円
役員退職慰労金	42百万円
減価償却限度超過額	80百万円
その他の他	330百万円
繰延税金資産小計	930百万円
評価性引当額	△379百万円
繰延税金資産合計	550百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,367百万円
固定資産圧縮積立金	△3百万円
前払年金費用	△148百万円
繰延税金負債合計	△1,519百万円
繰延税金負債の純額	△968百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Merz Dental GmbH	所有直接 100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の回収	70	関係会社 長期貸付金	513
				利息の受取 (注1)	3		
子会社	SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	所有直接 100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の貸付	332	関係会社 長期貸付金	707
				利息の受取 (注1)	8		
子会社	SHOFU Dental Corp.	所有直接 100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の借入	691	関係会社 長期借入金	707
				利息の支払 (注1)	4		
				商品及び 製品の販売 (注2)	1,248	売掛金	541
子会社	松風歯科器材 貿易(上海)有限 公司	所有直接 100%	営業取引 役員の兼任	商品及び 製品の販売 (注2)	2,285	売掛金	437

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)商品及び製品の販売については、市場価格、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「5. 会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,643円88銭
1株当たり当期純利益	161円85銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。